

## 関東信越国税局からの「文書回答手続」の周知依頼について

関東信越国税局より、同局で実施している「文書回答手続」の周知依頼が以下のとおりございました。会員・準会員の皆様の業務にお役立てください。

<関東信越国税局より周知依頼>

国税局では、納税者の方からの個別の取引等に係る税務上の取扱いについて、申告期限前に照会を受けた場合、文書により回答するサービスを実施しています。

貴会会員・準会員の皆様が税務に関する相談を受けた場合、下記リンク先にあるリーフレット「使ってみよう！文書回答手続」を確認いただき、ご活用いただければと思います。

【リンク先】

[https://www.nta.go.jp/about/organization/kantoshinetsu/topics/bunsho\\_kaito/index.htm](https://www.nta.go.jp/about/organization/kantoshinetsu/topics/bunsho_kaito/index.htm)

文書回答手続のリンク先につきましては、当会ホームページの「リンク集」にも追加掲載しましたので併せてお知らせいたします。

以 上